

## ○熊本県立劇場条例

(昭和 57 年 6 月 23 日条例第 27 号)

**改正** 平成元年 3 月 25 日条例第 14 号 平成元年 3 月 25 日条例第 16 号  
平成 9 年 3 月 25 日条例第 8 号 平成 10 年 3 月 25 日条例第 3 号  
平成 17 年 7 月 1 日条例第 43 号 平成 22 年 12 月 22 日条例第 53 号  
平成 26 年 3 月 24 日条例第 17 号 平成 30 年 10 月 17 日条例第 53 号  
平成 31 年 3 月 22 日条例第 8 号 令和 3 年 3 月 26 日条例第 14 号  
令和 7 年 3 月 26 日条例第 19 号

熊本県立劇場条例をここに公布する。

### 熊本県立劇場条例

#### (設置)

第 1 条 実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能  
(以下「実演芸術」という。)等を通じて県民の文化の振興を図るため、熊本県立劇  
場(以下「県立劇場」という。)を設置する。

#### (位置)

第 2 条 県立劇場は、熊本市に置く。

#### (業務)

第 3 条 県立劇場は、県の文化拠点として次に掲げる業務を行う。

- (1) 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- (2) 実演芸術の公演又は発表のための施設及び設備(以下「施設等」という。)を提供  
すること。
- (3) 実演芸術を担う人材を育成し、及び確保すること。
- (4) 実演芸術の振興のために県内の実演芸術の公演又は発表のための施設その他の関  
係機関等と連携した取組を行うこと。
- (5) その他第 1 条に規定する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

#### (運営の方針)

第 3 条の 2 知事は、県立劇場の運営の方針を定めることができる。

- 2 知事は、前項の方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、熊本  
県文化振興審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第 1 項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表す  
るものとする。
- 4 知事が第 1 項の方針を定めたときは、県立劇場は、当該方針に従い、前条各号に掲げ  
る業務を行わなければならない。

#### (休館日)

第 4 条 県立劇場の休館日は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 県立劇場の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 県立劇場の施設等を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

第7条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

(1) 県立劇場における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 県立劇場の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

(4) その他使用させることが県立劇場の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第8条 知事は、第6条第1項の許可を受けた者(次条において「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第10条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 11 条 県立劇場の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 知事は、前項の規定により県立劇場の管理を指定管理者に行わせようとする場合において、県立劇場の設置目的を達成するために必要があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例(平成 16 年熊本県条例第 44 号)第 5 条第 1 項第 4 号の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。
- 3 第 1 項の規定により県立劇場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、県立劇場の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
- 4 第 1 項の規定により県立劇場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 6 条から第 8 条までの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 5 第 1 項の規定により県立劇場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が県立劇場の管理を行うこととされた期間前にされた第 6 条第 1 項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 6 第 1 項の規定により県立劇場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が県立劇場の管理を行うこととされた期間前に第 6 条第 1 項(第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第 12 条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる業務
  - (2) 県立劇場の使用の許可に関する業務
  - (3) 県立劇場の施設等の維持及び修繕に関する業務
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者が県立劇場の管理上必要と認める業務
- (利用料金)

第 13 条 第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、県立劇場の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に県立劇場の施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額に 1.3 を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第 14 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった県立劇場の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 15 条 故意又は過失により県立劇場の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 25 日条例第 14 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の(中略)熊本県立劇場条例(中略)の使用料に関する規定は、施行日以後の許可、承認又は届出に係る使用料について適用し、施行日前の許可、承認又は届出に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年 3 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 25 日条例第 8 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。(後略)
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の(中略)熊本県立劇場条例(中略)の使用料及び占用料に関する規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の許可、協議、承認又は届出に係る使用料又は占用料について適用し、施行日前の許可、協議、承認又は届出に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 3 月 25 日条例第 3 号)

- 1 この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の 1 の表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 7 月 1 日条例第 43 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、次項に規定する日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県立劇場条例第 9 条の規定により管理を委託している熊本県立劇場の管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、第 1 項ただし書に規定する日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第 2 項に規定する日までの間における改正後の熊本県立劇場条例(次項において「新条例」という。)第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで」とあるのは「月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条の規定により休日とされる日に当たるときは、その翌日)及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで(月曜日を除く。)」と読み替えるものとする。
- 5 第 2 項に規定する日までの間における新条例第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「午後 10 時」とあるのは「午後 9 時 30 分」と読み替えるものとする。

附 則(平成 22 年 12 月 22 日条例第 53 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日条例第 17 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行前に改正後の第 3 条の 2 第 1 項の方針の案について述べた熊本県文化振興審議会の意見は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において同条第 2 項の規定により述べた当該審議会の意見とみなす。
  - 3 改正後の別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 10 月 17 日条例第 53 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日条例第 8 号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条から第 4 条まで、第 6 条から第 8 条まで、第 10 条から第 25 条まで及び第 28 条から第 30 条までの規定による改正後の藤崎台県営野球場条例、熊本県漁港管理条例、熊本県財産条例、熊本県港湾管理条例、熊本県道路占用料徴収条例、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例、熊本武道館条例、熊本県立美術館条例、熊本県身体障害者福祉センター条例、熊本県有料駐車場管理条例、熊本県立劇場条例、熊本県伝統工芸館条例、熊本県立総合体育館条例、熊本県野外劇場条例、熊本県農業公園条例、熊本県立装飾古墳館条例、熊本県環境センター条例、熊本県総合福祉センター条例、熊本産業展示場条例、熊本県立青少年の家条例、熊本県総合射撃場条例、熊本県天草飛行場条例、熊本県流水占用料等徴収条例、くまもと県民交流館条例、熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例及び熊本県博物館ネットワークセンター条例(以下「改正後の使用料等条例」という。)の使用料及び占用料に関する規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用、占有又は利用に係る使用料又は占用料について適用し、施行日前の使用、占有又は利用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の使用料等条例(第 25 条の規定による改正後の熊本県流水占用料等徴収条例を除く。以下この項において同じ。)の使用料及び占用料については、施行日前においても、改正後の使用料等条例の使用料又は占用料に関する規定の例により、改正後の使用料等条例に定める額を徴収することができる。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日条例第 14 号)  
この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 26 日条例第 19 号)

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の 1 の表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第 9 条、第 13 条関係)

1 コンサートホール等使用料

区分	金額					
	午前 9 時か	午後 1 時から	午前 9 時から	午後 6 時から	午後 1 時から	午前 9 時から

			ら正 午ま で	午後5 時まで	午後5 時まで	午後10 時まで	午後10 時まで	午後10 時まで	
コン サー トホ ール	平日	入場料を徴収し ない場合及び最 高額が1,000円 以下の入場料を 徴収する場合	全部の使用	40,190 円	80,390 円	100,490 円	120,580 円	159,660 円	199,850 円
			ステージの みの使用	24,120 円	48,230 円	60,290 円	72,350 円	95,800 円	119,910 円
			ステージ、1 階客席及び ホワイエの みの使用	32,160 円	64,310 円	80,390 円	96,470 円	127,730 円	159,880 円
			ホワイエの みの使用	8,040 円	16,080 円	20,100 円	24,120 円	31,930 円	39,970 円
		最高額が1,000 円を超え2,000 円以下の入場料 を徴収する場合	全部の使用	60,290 円	120,580 円	149,610 円	179,760 円	240,050 円	299,220 円
			ステージの みの使用	36,170 円	72,350 円	89,770 円	107,850 円	144,030 円	179,530 円
			ステージ、1 階客席及び ホワイエの みの使用	48,230 円	96,470 円	119,690 円	143,810 円	192,040 円	239,380 円
			ホワイエの みの使用	12,060 円	24,120 円	29,920 円	35,950 円	48,010 円	59,840 円
		最高額が2,000 円を超え3,000 円以下の入場料 を徴収する場合	全部の使用	68,110 円	135,100 円	169,710 円	203,200 円	270,190 円	338,300 円
			ステージの みの使用	40,860 円	81,060 円	101,820 円	121,920 円	162,120 円	202,980 円
			ステージ、1 階客席及び ホワイエの みの使用	54,490 円	108,080 円	135,770 円	162,560 円	216,150 円	270,640 円

			ホワイエのみの使用	13,620円	27,020円	33,940円	40,640円	54,040円	67,660円
	最高額が3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	74,810円	149,610円	187,570円	225,530円	301,460円	376,260円	
		ステージのみの使用	44,880円	89,770円	112,540円	135,320円	180,870円	225,760円	
		ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	59,840円	119,690円	150,060円	180,430円	241,160円	301,010円	
		ホワイエのみの使用	14,960円	29,920円	37,510円	45,110円	60,290円	75,250円	
		最高額が5,000円を超える入場料を徴収する場合	全部の使用	80,390円	160,780円	200,970円	241,160円	321,550円	401,940円
		ステージのみの使用	48,230円	96,470円	120,580円	144,700円	192,930円	241,160円	
		ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	64,310円	128,620円	160,780円	192,930円	257,240円	321,550円	
		ホワイエのみの使用	16,080円	32,160円	40,190円	48,230円	64,310円	80,390円	
土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	48,010円	96,020円	120,580円	145,150円	193,150円	241,160円	
		ステージのみの使用	28,810円	57,610円	72,350円	87,090円	115,890円	144,700円	

		ステージ、1 階客席及び ホワイエの みの使用	38,41 0円	76,820 円	96,470 円	116,12 0円	154,52 0円	192,93 0円
		ホワイエの みの使用	9,600 円	19,200 円	24,120 円	29,030 円	38,630 円	48,230 円
	最高額が1,000 円を超え2,000 円以下の入場料 を徴収する場合	全部の使用	72,57 0円	144,03 0円	180,87 0円	216,60 0円	286,94 0円	359,51 0円
		ステージの みの使用	43,54 0円	86,420 円	108,52 0円	129,96 0円	172,16 0円	215,71 0円
		ステージ、1 階客席及び ホワイエの みの使用	58,06 0円	115,22 0円	144,70 0円	173,28 0円	229,55 0円	287,61 0円
		ホワイエの みの使用	14,51 0円	28,810 円	36,170 円	43,320 円	57,390 円	71,900 円
	最高額が2,000 円を超え3,000 円以下の入場料 を徴収する場合	全部の使用	81,50 0円	161,89 0円	203,20 0円	243,40 0円	323,79 0円	405,29 0円
		ステージの みの使用	48,90 0円	97,140 円	121,92 0円	146,04 0円	194,27 0円	243,17 0円
		ステージ、1 階客席及び ホワイエの みの使用	65,20 0円	129,51 0円	162,56 0円	194,72 0円	259,03 0円	324,23 0円
		ホワイエの みの使用	16,30 0円	32,380 円	40,640 円	48,680 円	64,760 円	81,060 円
	最高額が3,000 円を超え5,000 円以下の入場料	全部の使用	90,44 0円	180,87 0円	225,53 0円	270,19 0円	360,63 0円	451,07 0円

		を徴収する場合	ステージのみの使用	54,260円	108,520円	135,320円	162,120円	216,380円	270,640円
			ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	72,350円	144,700円	180,430円	216,150円	288,500円	360,850円
			ホワイエのみの使用	18,090円	36,170円	45,110円	54,040円	72,130円	90,210円
		最高額が5,000円を超える入場料を徴収する場合	全部の使用	96,470円	192,930円	241,160円	289,400円	385,860円	482,330円
			ステージのみの使用	57,880円	115,760円	144,700円	173,640円	231,520円	289,400円
			ステージ、1階客席及びホワイエのみの使用	77,170円	154,340円	192,930円	231,520円	308,690円	385,860円
			ホワイエのみの使用	19,300円	38,590円	48,230円	57,880円	77,170円	96,470円
演劇ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	34,610円	68,110円	84,850円	101,600円	135,100円	169,710円
			ステージのみの使用	20,770円	40,860円	50,910円	60,960円	81,060円	101,820円
			ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	27,690円	54,490円	67,880円	81,280円	108,080円	135,770円
			ホワイエのみの使用	6,920円	13,620円	16,970円	20,320円	27,020円	33,940円

	最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	50,240円	101,600円	127,280円	151,840円	204,320円	254,560円
		ステージのみの使用	30,150円	60,960円	76,370円	91,110円	122,590円	152,740円
		ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	40,190円	81,280円	101,820円	121,480円	163,460円	203,650円
		ホワイエのみの使用	10,050円	20,320円	25,460円	30,370円	40,860円	50,910円
	最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	58,060円	113,880円	144,030円	171,940円	228,880円	285,820円
		ステージのみの使用	34,830円	68,330円	86,420円	103,160円	137,330円	171,490円
		ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	46,450円	91,110円	115,220円	137,550円	183,110円	228,660円
		ホワイエのみの使用	11,610円	22,780円	28,810円	34,390円	45,780円	57,160円
	最高額が3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	63,640円	127,280円	159,660円	192,040円	255,680円	319,320円
		ステージのみの使用	38,180円	76,370円	95,800円	115,220円	153,410円	191,590円
		ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	50,910円	101,820円	127,730円	153,630円	204,540円	255,460円

			ホワイエのみの使用	12,730円	25,460円	31,930円	38,410円	51,140円	63,860円
	最高額が5,000円を超える入場料を徴収する場合	全部の使用	69,220円	138,450円	173,060円	207,670円	276,890円	346,120円	
		ステージのみの使用	41,530円	83,070円	103,830円	124,600円	166,140円	207,670円	
		ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	55,380円	110,760円	138,450円	166,140円	221,510円	276,890円	
		ホワイエのみの使用	13,840円	27,690円	34,610円	41,530円	55,380円	69,220円	
土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	40,190円	81,500円	101,600円	122,820円	163,010円	204,320円	
		ステージのみの使用	24,120円	48,900円	60,960円	73,690円	97,810円	122,590円	
		ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	32,160円	65,200円	81,280円	98,250円	130,410円	163,460円	
		ホワイエのみの使用	8,040円	16,300円	20,320円	24,560円	32,600円	40,860円	
	最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	全部の使用	61,410円	121,700円	151,840円	183,110円	243,400円	304,800円	
		ステージのみの使用	36,840円	73,020円	91,110円	109,860円	146,040円	182,880円	

		ステージ、 地階客席及 びホワイエ のみの使用	49,13 0円	97,360 円	121,48 0円	146,48 0円	194,72 0円	243,84 0円
		ホワイエの みの使用	12,28 0円	24,340 円	30,370 円	36,620 円	48,680 円	60,960 円
	最高額が2,000 円を超え3,000 円以下の入場料 を徴収する場合	全部の使用	69,22 0円	137,33 0円	171,94 0円	206,55 0円	274,66 0円	343,88 0円
		ステージの みの使用	41,53 0円	82,400 円	103,16 0円	123,93 0円	164,80 0円	206,33 0円
		ステージ、 地階客席及 びホワイエ のみの使用	55,38 0円	109,86 0円	137,55 0円	165,24 0円	219,73 0円	275,11 0円
		ホワイエの みの使用	13,84 0円	27,470 円	34,390 円	41,310 円	54,930 円	68,780 円
	最高額が3,000 円を超え5,000 円以下の入場料 を徴収する場合	全部の使用	75,92 0円	154,08 0円	192,04 0円	230,00 0円	307,04 0円	382,96 0円
		ステージの みの使用	45,55 0円	92,450 円	115,22 0円	138,00 0円	184,22 0円	229,78 0円
		ステージ、 地階客席及 びホワイエ のみの使用	60,74 0円	123,26 0円	153,63 0円	184,00 0円	245,63 0円	306,37 0円
		ホワイエの みの使用	15,18 0円	30,820 円	38,410 円	46,000 円	61,410 円	76,590 円
	最高額が5,000 円を超える入場 料を徴収する場	全部の使用	83,07 0円	166,14 0円	207,67 0円	249,20 0円	332,27 0円	415,34 0円

		合	ステージのみの使用	49,840円	99,680円	124,600円	149,520円	199,370円	249,200円
			ステージ、地階客席及びホワイエのみの使用	66,450円	132,900円	166,140円	199,370円	265,820円	332,270円
			ホワイエのみの使用	16,620円	33,230円	41,530円	49,840円	66,450円	83,070円
大会議室				22,330円	24,560円	46,890円	26,800円	51,360円	73,690円
中会議室				3,350円	3,690円	7,030円	4,020円	7,700円	11,050円
小会議室				2,230円	2,460円	4,690円	2,680円	5,140円	7,370円
和室				4,470円	4,910円	9,380円	5,360円	10,270円	14,740円
音楽リハーサル室				6,700円	7,370円	14,070円	8,040円	15,410円	22,110円
演劇リハーサル室				6,700円	7,370円	14,070円	8,040円	15,410円	22,110円
第1練習室(219平方メートル)				4,470円	4,910円	9,380円	5,360円	10,270円	14,740円
第2練習室(167平方メートル)及び第3練習室(169平方メートル)				2,790円	3,130円	5,920円	3,350円	6,480円	9,270円
第1楽屋、第2楽屋、第3楽屋、第4楽屋及び第5楽屋				2,230円	2,460円	4,690円	2,680円	5,140円	7,370円
第1控室、第2控室、第3控室、第4控室、第5控室及び第6控室				2,230円	2,460円	4,690円	2,680円	5,140円	7,370円
附属設備				知事が定める額					

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の規定により休日とされる日をいう。
- 入場料を徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料に相当する金銭を収受したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。
- コンサートホール又は演劇ホールを専らリハーサル、練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合及び最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合の使用料の額とする。

4 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的で大会議室又は和室を使用する場合の使用料の額は、この表に定める金額に2を乗じて得た額とする。

5 この表に掲げるそれぞれの使用時間の前又は後の時間に県立劇場の施設等を使用する場合の当該前又は後の時間に係る使用料の額は、知事が定める。

2 情報回廊及び情報案内板、駐車場使用料

区分		金額
情報回廊	第1棟、第2棟及び第3棟	1日までごとにつき 3,600円以内 で知事が定める額
情報案内板	第1ブロック、第2ブロック、第3ブロック及び第4ブロック	1日までごとにつき 90円以内で知事が定める額
駐車場	大型自動車	1台1回につき 800円
	その他の自動車	1台1回につき 400円

備考

1 情報案内板への掲示は、県立劇場でチケットを販売する催事に限る。

2 「大型自動車」とは、乗車定員が11人以上の自動車又は最大積載量が5トン以上の自動車をいう。

3 駐車場の1回の使用は、入庫した日の供用時間内に限る。

3 その他の施設使用料(上記1及び2を除く。)

区分		金額
屋内	エントランスホールの一部その他知事が定める場所	1日までごとにつき1平方メートル当たり40円以内で知事が定める額
	モールの一部その他知事が定める場所	1日までごとにつき1平方メートル当たり40円以内で知事が定める額
屋外	プロムナードの一部その他知事が定める場所	1日までごとにつき1平方メートル当たり10円以内で知事が定める額

備考 使用に係る面積に1平方メートル未満の端数があるとき、又はその総面積が1平方メートル未満であるときは、その端数又は総面積を1平方メートルとして計算する。